

(仮)多治見市立笠原義務教育学校 整備基本構想(案)

令和3年8月(予定)
多治見市笠原幼保小中一貫教育研究会

目次

1	基本構想に基づく整備方針	1
	(1)はじめに	1
	(2)総合計画・教育基本計画に基づく小中一貫教育の方針	1
	(3)義務教育学校の教育理念や目指す子どもの姿	2
	(4)小中一貫教育推進における視点	3
	(5)義務教育学校の学年段階の区切り	4
	(6)義務教育学校における特色ある教育活動	4
2	施設整備の基本的な考え方	8
	(1)整備の基本目標	8
	(2)施設整備計画	10
	(3)建設スケジュール	16
	(4)建設予定地	16
	(5)学校規模	16
	(6)施設の構成	18
3	資料編	19
	(1)多治見市笠原幼保小中一貫教育研究会委員	
	(2)多治見市笠原幼保小中一貫教育研究会議事録	
	(3)多治見市笠原幼保小中一貫教育研究会中間報告書	
	(4)関係者アンケート実施結果	

1 基本構想に基づく整備方針

(1)はじめに

義務教育学校が創設される笠原校区は、多治見市の南方に位置し、潮見の森をはじめとした豊かな自然環境に囲まれ、旧来からタイル産業を核として発展してきました。

「笠原の子は笠原みんなで育てよう」スローガンのもと、地域一体となったまちづくりを合併前から一貫して実践しており、笠原小中学校は、これら多くの魅力あるまちで地域の子どもたちの学び舎として伝統と歴史を守り今日に至ります。

これらの教育資源（地域の人財や資源）を次世代につなげ、子どもたちが地域を誇りに思うとともに、1年生から9年生までの子どもたちが切磋琢磨しながら将来に向かって学び合い育ち合う、地域とともにある学校の具現化に向け、ここに基本構想を策定し、施設等の総合的な整備方針を定めます。

(2)総合計画・教育基本計画に基づく小中一貫教育の方針

多治見市では、第7次多治見市総合計画において「安心して子育て・子育てするまちづくり」を政策の柱の一つに掲げ、学校教育環境の整備により特色ある教育をさらに充実させ、学力、体力、社会性を育むことにより多治見に愛着を持ち将来活躍する「人財」の育成を目指しています。

そのための施策の一つとして、従来から幼保小中一貫教育を推進してきた笠原校区において、その取組を継続発展させ、より高い教育効果を実現することを旨し、小中一貫教育校（義務教育学校）の建設を進めることとしています。

また、第2次多治見市教育基本計画においては、目指す子ども像を「自らの力で未来を切り拓き、自立して生きる子ども」並びに「自他の良さや違いを理解し、共生する子ども」とし、その実現のため、教育活動全体を通じて子どもたちが自らの力で様々な課題に挑戦し、自立して生き抜くために必要な「学力・体力・社会性」の成長を図るとともに、共生の基盤となる「自他の良さを認め合える人間性」や「思いやりや支えあいの意識」を育て、自分への小さくとも確かな自信である自己肯定感を育むことを基本施策としています。

(3) 義務教育学校の教育理念や目指す子どもの姿

笠原校区では、これまで以下のような教育理念、教育目標、目指す子どもの姿及び重点課題をもとに学校運営を行ってきました。

i 教育理念

笠原校区がこれまで培ってきた地域一体となった教育を推進するとともに、幼保小中が連続した切れ目のない教育を通して、将来の地域の担い手となる人財を育成する。

ii 教育目標

ア 前期課程

やさしく かしこく たくましく

イ 後期課程

深く考え探究する

豊かな心をもち協力する

心身をたくましく鍛える

iii 目指す子どもの姿

ア 前期課程

①自分のよさを発揮し行動する勇気をもてる子（自立力）

②自他の違いを受け止め折り合う勇気をもてる子（共生力）

③なりたい自分に向かって仲間と学ぶ中で、自分のよさと確かな自信をもてる子（自己肯定感＝心の宝物）

④夢を持って仲間といっしょに頑張る子

⑤ふるさと笠原が大好きな子

イ 後期課程

①合言葉「はあとふる」な子

はげましあい自分も伸びる子

あいてを思いやる子

ともだちと認め合う子

ふあんな時は相談する子

るーるを守る子

②夢を抱き他者と協力しながら努力できる子

③自らの力で未来を切り拓き自立して生きる子

④自他の良さや違いを理解し共生する子

⑤ふるさと笠原を愛し誇りをもてる子

iv **重点課題**

ア 系統的・継続的で一貫した指導の実行

- ①幼稚園及び保育園から小学校へ、小学校から中学校への接続を緩やかに進める。
- ②幼保小中の教職員が「目指す子どもの姿」を見据え、系統的・継続的で一貫した指導・見守りを行い皆で育てる。
- ③「英語教育、読書、道徳、学力向上」の4本柱を一貫教育の柱とし、とりわけ英語教育においては、笠原の伝統として継続する。

イ 人との関わりを重視した豊かな心の育成

- ①幼保を含めた異学年交流や地域の方々との多様な関わりを通して、人としての在り方を学び、自他の違いやよさを理解しながら社会性を育む。
- ②インクルーシブ教育を踏まえた一人一人の教育的ニーズに応じた支援や指導により、人との関わりの中での社会性や自立性を育む。

ウ 地域との連携を重視した教育活動の推進

- ①地域愛を育み、多様性を理解して他者と共生しながら未来を切り開く力を育む。そのため、9年間を通して、これまで培った英語教育と笠原校区独自の学びを推進することで、問題解決能力と豊かなコミュニケーション能力を育成する。
- ②笠原幼保小中一貫教育推進協議会及びNPO法人「まいて」等地域との連携をより充実させて社会に開かれた教育課程を工夫改善する。

(4) 小中一貫教育推進における視点

(仮) 多治見市立笠原義務教育学校の教育活動は、次に掲げる視点に基づいて推進していきます。

- 視点 i 教育課程の工夫改善
- 視点 ii 教育活動の連続性の確保
- 視点 iii 教職員間の連携・協働
- 視点 iv 家庭・地域との連携・協力

(5) 義務教育学校の学年段階の区切り

前項の4つの視点に基づき、施設一体型の（仮）多治見市立笠原義務教育学校においてその教育効果を最大限に発揮するための学びのステージを次のように区切り、教育活動を実践していくこととします。子どもたちの心身の発達段階を踏まえ、1年生から9年生までを連続性のある3つのステージに分けています。

学年段階の区切りの設定については、義務教育学校設立時の学校長によって定められ、その時々为学校長の判断により変更となることも想定されるため、学年段階の区切りが下記《図例》内、「A：4-2-3」であっても、「B：4-3-2」であっても、「C：5-4」であっても柔軟に対応できることとします。

《図例》（仮）多治見市立笠原義務教育学校における学びのステージ

前期課程（1～6年）		後期課程（7～9年）
第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ
学びの基礎をつくる時期	学びを広げる時期	自分の学びを深める時期
繰り返し学習や具体的な操作活動をとおして、義務教育で学ぶ基礎基本を身に付けられるようにします。	学んだ基礎をもとに論理的な思考力や物事を適切に判断する力を身に付けられるようにします。	学習した内容を自分の生き方と関連付けて考え、社会でよりよく生きることが出来る自己肯定感を育みます。
〈指導形態〉 学級担任制	〈指導形態〉 一部教科担任制	〈指導形態〉 教科担任制
学年段階の区切り（A、B又はC）		
A：4-2-3	[小1～4] - [小5～6] - [中1～3]	
B：4-3-2	[小1～4] - [小5～6、中1] - [中2～3]	
C：5-4	[小1～5] - [小6、中1～3]	

(6) 義務教育学校における特色ある教育活動

一貫性や連続性を重視した指導を行うためには、学校全体での指導体制を整えること、目指す子ども像を共有すること、指導内容や方法をつなぐことが重要です。そこで、小中一貫教育推進の視点に基づき、義務教育学校だからこそ実現できる特色ある教育活動を以下にまとめました。

i 教育課程の工夫改善

<習熟度別学習の充実>

児童生徒の理解度や意欲に応じて、個々の能力の伸長と学習意欲の向上を図り、確かな学力を身に付けられるようにします。

<教科担任制>

学習指導をより効果的に行える指導体制の一つとして、教科担任制が挙げられます。前期課程から特定の教科（外国語科、理科、算数科、音楽科、図画工作科、体育科等）において教科担任制とすることで、専門性に根ざした質の高い授業を行い児童生徒の興味・関心を高め、自ら学ぶ子どもを育てます。

また早い時期から担任以外の多くの教員が関わることで、児童生徒を多面的に捉えることができ、一人一人のもっている可能性や能力を最大限に伸ばす教育を行います。

<発信型教育の推進>

確かな学力は、豊かな体験活動を通じた教育活動の上に成り立つものであるため、「ふるさと学習」、「英語教育」、「ICT教育」を相互に関連付けた発信型教育を推進します。

ふるさと学習や英語教育は様々な体験的活動を伴うため、これからの社会で益々必要とされる、コミュニケーション能力や多様な価値観を得ることができます。

ICT（情報）・プログラミング教育では、情報活用力や将来直面するであろう難しい課題を解決していくために必要とされる論理的思考力を培うことができます。また、子どもたちの体験活動や英語教育で身に付けた力を発信する手段として、ICTの活用は今後必須であると考えています。

ii 教育活動の連続性の確保

<異学年交流>

次代を担う子どもたちが社会で活躍していくためには、周囲の人々と望ましい人間関係を形成し、社会と関わる力の育成、すなわち社会性を育成することが重要です。

しかしながら、家庭・地域における社会性育成機能が低下しているとともに、多様な人間関係の中で、関わりをもつ機会が減り、社会性が生まれにくくなっている現状があります。

子どもたちの社会性を育むためには「異学年交流」が重要であり、これを義務教育学校における重点の一つに掲げます。

施設一体型の校舎で生活することにより、1年生から9年生までが日常的に交流する学校行事や児童生徒会活動、給食、部活動等を行うことができます。上学年の生徒が発表や演技を見せることにより、下学年の児童は憧れの気持ちを持つようになります。また上学年の生徒が下学年の児童をサポートすることにより、思いやりの心や自己肯定感が高まります。

児童生徒会活動では、縦割り班活動等を通して全児童生徒が参加し、学校の生活をよりよいものにしていく自治的な活動を進めることで、第1ステージ～第3ステージの各段階でのリーダー性を伸長することができます。

さらに異学年の児童生徒との交流に加え、広い視野や豊富な経験をもつ地域の方々との交流も積極的に取り入れることで、人や社会と関わっていく力を育み、自己肯定感や自己有用感を高め、将来の目標や夢の実現に向け自信をもって取り組んでいく姿勢を育てます。

iii 教職員間の連携・協働

<支援の充実>

中学校における生徒指導上・学習指導上の諸問題は、小学校段階から潜在的な問題として関わっていることが多く、9年間の継続した丁寧な取組が、それら問題の未然防止や解消につながります。

施設が一体であることで、「生活のきまり」など学校生活における統一した約束を決め、9年間を貫く児童生徒指導が実施しやすくなります。共通のきまりがあることで、すべての学年の児童生徒が安心感をもって、同じ場に集い、幅広い人間関係を育むことができます。

これにより、いわゆる「中1ギャップ」を軽減するとともに、教職員組織が1つであることで、児童生徒に関する情報を常日頃から共有し、よりきめ細かな指導を行います。

また、いわゆる「インクルーシブ教育」における特別支援教育面でも、9年間を通して一貫した教育を行います。

これにより、子どもたちの自立と社会参加に向けた取組への充実した支援が可能になります。

iv 家庭・地域との連携・協力

<ふるさと学習の推進>

学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を核として、家庭・地域との連携を密にし、「地域とともにある学校」を目指します。

学校の教育活動を地域の方々に理解していただき、地域の教育力を学校運営に活かすとともに、地域の思いや願いを反映した特色ある教育活動を展開していきます。

地域の方々が学校に訪れ、子どもたちの活動の支援をしていただくことや、地域の歴史や伝統文化を伝える教育活動を計画し、参画していただける機会を設けます。

また、学校運営協議会と並んで大切な活動がPTA活動です。1年生から9年生までのすべての保護者と教職員が協働し、運動会や文化祭に参画したり、PTA主催の家庭教育学級に参加したりすることで、保護者も子どもたちと同様に学年を超えた交流が生まれ、子育ての悩みや喜びを共有でき、子どもたちの成長の過程を円滑に9年間継続した支援が可能になります。

2 施設整備の基本的な考え方

笠原義務教育学校の教育理念と目指す子ども像及び小中一貫教育推進の視点に基づく特色ある教育活動を踏まえ、施設整備の基本方針を以下のとおり設定します。また、「多治見市公共施設長寿命化計画(令和2年3月)」を踏まえ、施設の長寿命化と機能維持を実現しつつ、維持コストの縮減を意識した整備とします。

- ① 施設一体型の義務教育学校(小中一貫教育校)を整備します。
- ② 将来的な児童生徒数の動向を見据えながら、可能な限りコンパクトな規模・設備で整備します。
- ③ シンプルで実用的な施設としつつ、用途の柔軟性と多機能化に配慮します。
- ④ ライフサイクルコストの縮減が図れる施設を整備します。

(1) 整備の基本目標

《基本目標》

- 「学び」や「育ち」をつなぐ教育環境づくり
- 児童生徒の健康、ユニバーサルデザインに配慮した学校施設
- 安全・安心に配慮した校舎整備
- 維持管理しやすい校舎整備
- 地域との連携及び防災拠点としての防災機能の整備
- 学校施設の多機能化と他の公共施設との連携

「学び」や「育ち」をつなぐ教育環境づくり

- ・各学びのステージ(学年区分)がまとまったシンプルな配置計画とします。指導形態や授業時間の違いによる影響を可能な限り感じない校舎を整備します。
- ・共用空間を中心に、各学年区分のゾーンをつなぐ交流空間を整備します。
- ・1～9年生の児童生徒が校舎内を自由に移動しながら他学年の児童生徒や学習内容に触れ合う機会を持つなど、9年間の学校生活を自然と意識できる整備とします。
- ・動線に沿って児童生徒の交流の拠点を整備します。
- ・児童生徒が多様な発表会や学年集会が行え、また、地域の方々が共に活用できるホール空間の整備を検討します。
- ・図書室とメディアスペースの融合など、多様な調べ学習が可能な空間を整備します。
- ・児童生徒の作品や標本等の学習教材、地域の歴史の紹介ができるコーナーを

設ける等、多様な学習環境や交流拠点を設け、自然で豊かな学習、交流が行える教育環境を整備します。

- ・屋外に広場や庭など交流拠点を適切に整備し、学年間^間の交流、地域の方々との交流、教職員同士の交流等が自然に行え、豊かな教育拠点となる学校施設を整備します。
- ・誰もが安心して心おきなく過ごすことのできる「地域とともにある学校」として、地域社会に大きく貢献する施設整備を行います。

児童生徒の健康、ユニバーサルデザインに配慮した学校施設

- ・学校は、児童生徒が多くの時間を過ごす場所であり、子どもの心身の発達に大きな影響を与えます。教育空間に多用な素材を活用し、触覚、におい、視覚特性から、子どもたちが豊かに成長できる教育空間づくりを行います。
- ・子どもたちの「学習の場」であり「生活の場」でもある教育空間に木材を用い、あたたかみと潤いのある学習環境づくりを行います。
- ・障がい^いの有無にかかわらず、児童生徒が支障なく学校生活を送ることができる施設を目指し、ユニバーサルデザインを意識した整備とします。
- ・すべての子どものための教育環境として、障がい^いの有無によって学ぶ場所が分けられるのではなく、子ども一人一人の能力や困り感に配慮するインクルーシブ教育に適した施設整備を行います

安全・安心に配慮した校舎整備

- ・多角的な視点からの安全・安心を実現する施設整備を行います。
- ・敷地内通行路においては、歩車分離したアプローチ計画により安全を確保します。
- ・学童保育や学校開放に配慮したセキュリティ空間を構成し、施設を整備します。
- ・建物躯体のみならず、内装材や設備機器等についても、万全の対策を徹底した整備を行います。

維持管理しやすい校舎整備

- ・建物のライフサイクルコスト縮減に配慮し、維持管理費用の削減を図ります。
- ・学習形態の多様化に対応できる空間づくりを行います。
- ・内装材、設備等も学習形態の多様化に対応できるよう整備します。

地域との連携及び防災拠点としての防災機能の整備

- ・学校施設のほか防災拠点としての「安全性の確保」、地域の拠点としての「機

能確保」が図れるよう整備します。

- ・学校、家庭、地域が連携しやすく「絆」を深めやすい空間を備えた地域に愛される施設を整備します。

学校施設の多機能化と周辺施設との連携

- ・学校施設の多機能化を図り、より質の高い教育環境と地域のニーズに合った地域コミュニティの活動拠点となる施設を整備します。
- ・学校施設と周辺施設との間で、施設利用の連携が図れるよう整備します。

(2) 施設整備計画

義務教育学校は、笠原小学校敷地に笠原小・中学校を統合し、幼保とも連携する、小中一貫教育を図る学校です。義務教育期間9年間を（主に「前期」「後期」に）区分し、それぞれの学年区分をゾーニングするなど、連携・交流に配慮しつつコンパクトかつ適切な動線・配置とします。

また、特別教室や屋内運動場等の施設についても、共用・連携を進め、施設の有効活用を図るとともに、交流を促進します。

また、施設整備における基本的な考え方を以下のようにまとめます。

- 小中学校の通常の学習、生活にそれぞれ適したゾーニングとし、多用途の共有空間を確保します。（体格差等に配慮した施設・設備の配置）
- 特別教室、屋内運動場等については小・中の共有化をし、適切な配置・規模・設備とします。
- 児童生徒が一堂に集まるスペースでは、安全性・配置・動線に配慮します。

i 屋内施設

ア 学習関係諸室

① 普通教室

- ・各学年区分を設置する棟で配置計画します。特に、8・9年生は集中できる学習環境となるよう配置します。
- ・室内に掲示スペースを確保するとともに、児童生徒の収納スペースを確保します。
- ・大型提示装置等 ICT 機器を用いた授業を想定し、教室内に情報機器の配置スペース（場合により保管共有スペース可）を設けます。
- ・学級数の減少に対応できるよう、他の用途への転用に配慮する。

② 多目的室

- ・習熟度別学習及びインクルーシブ教育等多様な教育活動に対応する、普通教室と連携した活用が可能な配置とします。

- ・普通教室に転用可能な仕様とします。
- ③ 多目的スペース
 - ・児童生徒の発表の場や学年集会等の場となるよう整備します。
 - ・各学年区分で使用できるスペースを配置し、多様な授業、学習形態が行える空間とします。
 - ・間仕切り等により多様な利用形態に対応できる仕様とします。
- ④ 特別支援教室
 - ・他の学級との交流や共同学習等、互いに自然な交流が持てる位置関係、配置とします。
 - ・児童生徒の個別指導やプライバシー保護のため、落ち着いて学習できる施設・設備等に配慮します。
 - ・保健室や相談室、職員室との位置関係に配慮します。
- ⑤ 理科室
 - ・準備室を整備します。
 - ・学習内容や使用資器材の安全面に配慮した設備を整備します。
 - ・実験器具等の収納スペースを確保するとともに、保管物の確認や仕分けがしやすい仕様とします。
 - ・観察や屋外作業等、多様な学習形態に利用できる設計とします。
 - ・標本や自由研究等が展示できるコーナーの設置を検討します。
- ⑥ 音楽室
 - ・準備室、必要な楽器庫等を整備します。
 - ・他の教室への音の影響に対し、適切な防音対策を行います。
 - ・室の形状・内装材については、音響に配慮します。
- ⑦ 技術室（図工室）
 - ・準備室、必要な工具庫等を整備します。
 - ・材料、作品等の収納、展示スペースを適正量確保します。
 - ・他教室への工作機械等の騒音、振動等に配慮します。
- ⑧ 美術室
 - ・準備室を整備します。
 - ・児童生徒の作品などが展示できるコーナーの設置を検討します。
- ⑨ 調理実習室
 - ・準備室を整備します。
 - ・衛生に配慮した設備等とします。
 - ・調理器具等の収納スペースを適正量確保します。
- ⑩ 被服室
 - ・準備室を整備します。

・個々が電動ミシンを使用する等、電気器具の配置、収納に配慮します。

⑪ 図書室

- ・多様な調べ学習が可能な空間として活用できる施設とします。必要に応じて利用世代を区分した配置を検討します。
- ・活用しやすい位置に配置し、交流の拠点としても位置付けます。
- ・書架スペース、閲覧学習スペース、情報収集スペース等を考慮します。

⑫ 窯業棟

- ・技術室（図工室）との近接性を考慮します。

イ 共通・共用空間

① トイレ・手洗い

- ・学年ごとのまとまりに対応させ、バランスよく配置します。
- ・児童生徒数に応じ十分な便器数、手洗い水栓の数を整備します。
- ・トイレは洋式便器とします。
- ・トイレの床はドライ仕様とし、臭いを防ぎ清掃が容易な設備とします。
- ・多目的トイレを各階に1箇所以上設けます。

② 廊下・階段・エレベータ

- ・日常や避難時に通行しやすい幅を確保します。
- ・車いすでの通行に配慮します。
- ・主に利用する学年に合わせ、それぞれの基準に則った段寸法とします。
- ・校舎全体のバリアフリー化を図るため、エレベータ (1基) を整備します。

ウ 管理関係諸室

① 教職員諸室（校長室、職員室、印刷室等）

- ・教職員それぞれの情報交換や連携指導が行いやすい配置とします。
- ・校長室は、職員室の近くに配置します。
- ・職員室は、校庭、昇降口等への見通しが良い配置とします。
- ・学年単位など少人数で打合せができるスペースを整備します。
- ・緊急時に、校庭にすぐ出ることが可能な配置とします。

② 保健室

- ・保健室前まで緊急車両の乗り入れが可能な配置とします。
- ・校庭への見通しが良く、校庭へすぐに出ることが可能な配置とします。
- ・シャワーや汚物流し、トイレ、流し等を整備します。

③ 相談室

- ・保健室と隣接する配置となるよう検討します。
- ・相談内容が外に漏れないよう防音に配慮します。
- ・外部から直接出入りできるよう検討します。

④ 会議室

- ・多用途に活用できるよう適正な広さを整備します。
- ・地域と交流しやすい位置に配置します。

⑤ 校務員室

- ・作業スペースは十分な広さを確保します。また必要な作業器具の保管スペースを考慮します。

エ 給食関係諸室（配膳室）

- ・給食の搬入出に配慮した配置とします。
- ・衛生に配慮した設備等とします。
- ・十分な換気・通風のほか、室内の温度管理に留意した設備等とします。

オ 屋内運動場（武道場）

- ・屋内運動場は十分な広さを確保し、災害時には避難場所として活用できる施設とします。
- ・武道場は小体育館として活用できるようにします。
- ・器具庫は、収納する器具種に応じた分類保管を考慮し、効率的な出し入れ作業となるよう考慮します。
- ・地域開放施設としての利用を想定した仕様とします。
- ・地域開放に対応する多目的室を整備します。
- ・衛生面や夏季の熱がこもらない換気のしやすい仕様とします。

ii 屋外施設

ア 屋外動線計画

- ・児童生徒の安全面を重視し、歩車分離の動線とします。

イ グラウンド

- ・グラウンドには、200mトラック、100m直線コース、サッカーや野球の競技区画を確保します。
- ・テニスコート等部活動で使用するスペースを確保します。
- ・水はけが良く、近隣への影響にも十分配慮した整備を行います。
- ・臨時駐車場としての利用など、車両のグラウンドへの進入・退出がスム

ーズな車両動線を検討します。

- ・緊急車両やバス等大型車両の乗り入れを検討します。

ウ プール

- ・プールは、25mプールを確保します。
- ・低学年用のプールを設置します。
- ・準備運動が十分に行えるスペースを確保します。また、日影となる休憩スペースを確保します。
- ・目隠しを設置するなど外部からの視線に考慮します。
- ・プールサイドは、熱対策、裸足で活用する利用者が擦り傷等の怪我を起こさないような仕上げとします。

エ 駐車場

- ・駐車場は、教職員や来校者のほか学童保護者等に必要台数(70台程度)を確保します。なお、利用用途ごとに分散配置するなど、過度の集中を抑制します。
- ・身障者用駐車スペースを来客玄関近くに配置します。

iii 設備関係

- ・照明はエコや更新性に配慮し整備します。
- ・空調設備はガスヒートポンプ式で整備します。
- ・防犯や地域開放の目的で、校地、校舎周辺に夜間照明を設置します。
- ・児童生徒が利用する教室等には、有線・無線の双方に対応できる教育用のLAN設備を整備します。
- ・児童生徒が利用する手洗いの高さは、流動的な教室配置となる場合を考慮し全学年が使い易い高さで整備します。
- ・目視による安全確認を基本とするため、出来る限り死角を作らない平面計画とし、死角になる部分については防犯カメラを設置します。

iv その他

ア 学童保育施設

- ・同一建物内に学童施設を配置し、学童利用者の動線を踏まえ異なる管理体制(セキュリティライン、機械警備の切り替え)が設定できる施設とします。
- ・校庭での活動がしやすい配置とします。
- ・学童保育利用者の送迎に支障をきたさない配置、動線にします。

イ 地域開放する施設

- ・ グラウンド、特別教室、屋内運動場等は、地域に開放します。

ウ 資源回収物品保管スペース

- ・ P T A行事のほかに、学校で日常的に発生する資源回収対象物品をストックするスペースを可能な限り確保する。

(3) 建設スケジュール

(仮) 多治見市立笠原義務教育学校は、令和8年4月の開校を目指します。

	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)
建設地選定		←決定					
一貫教育研究会		←基本構想完成					
基本・実施設計		ア ホ ザ ル	設計				
仮設校舎					建設工事		解体
本校舎					契約	建設工事	
開校							←開校

(4) 建設予定地

(仮) 多治見市立笠原義務教育学校の建設地は、「現笠原小学校敷地」とします。

	現笠原小学校敷地
所在	笠原町 3387 - 9
面積	46,222 m ²
用途地域	第1種中高層住居専用
建ぺい率	60%
容積率	200%

(5) 学校規模

開校を予定している令和8年度における児童生徒数の推計は、次表 ii のとおり児童生徒数 約 507 人、クラス数 22 クラス（特別支援学級含む）と推計されます。

学童保育入所児童数については、次表 iii のとおり令和8年度には現況から2割ほど増加すると推測されます。

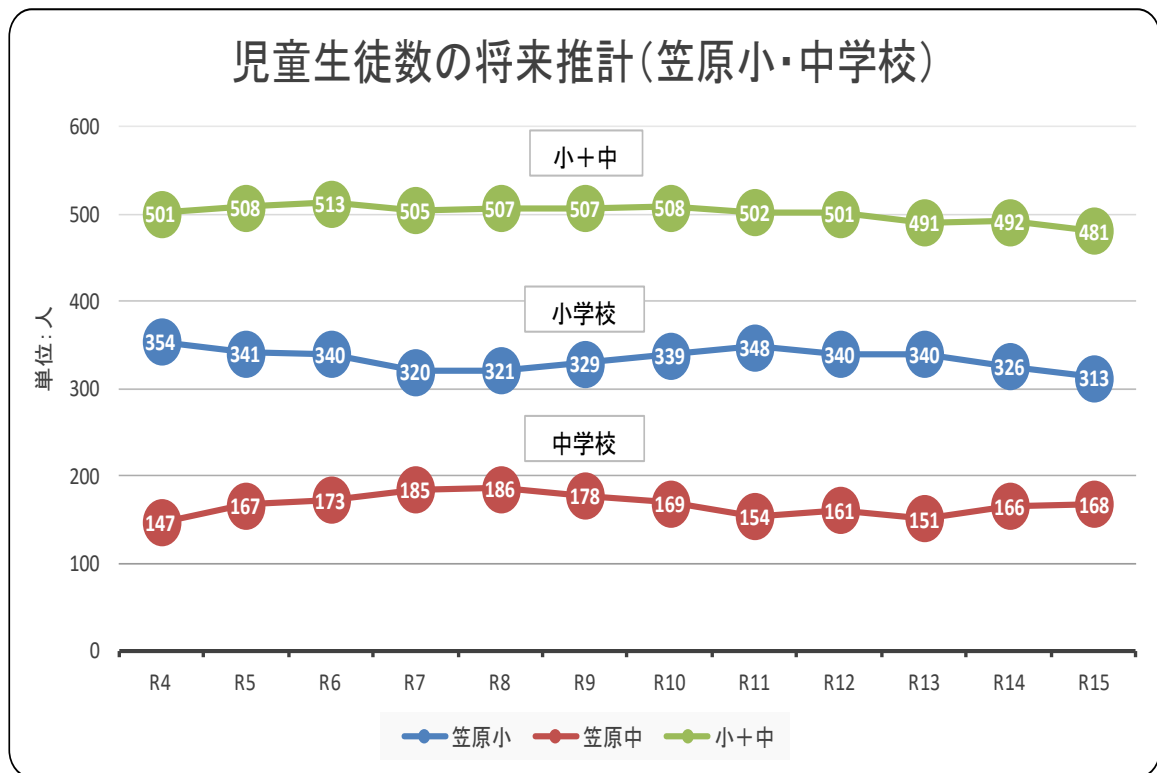
i 笠原小学校児童数及び笠原中学校生徒数の現況（令和3年5月時点）

		1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別支援	計	
笠原小学校	児童数	53	60	60	60	62	47	9	351	人
	クラス数	2	2	2	2	2	2	2	14	クラス
笠原中学校	児童数	51	40	59	-	-	-	7	157	人
	クラス数	2	2	2	-	-	-	2	8	クラス

ii 笠原小中学校児童生徒数の将来推計（令和3年5月時点）

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
笠原小 児童数	354	341	340	320	321	329	339	348	340	340	326	313
	クラス数	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
笠原中 生徒数	147	167	173	185	186	178	169	154	161	151	166	168
	クラス数	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
合計 人数	501	508	513	505	507	507	508	502	501	491	492	481
	クラス	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22

※クラス数は特別支援学級含む



iii 学童保育入所児童数の推移予測（令和3年5月時点）

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
児童数 (人)	48	52	53	57	55	57	57	56

※夏期休業中は、上記の人数から20人程度の増加を見込む。

(6) 施設の構成

延べ面積は、12,000 m²程度。 下表は、必要とする最小限の室数。

区分	教室・スペース	部屋数 (室)
普通教室	普通教室	18
特別支援教室	特別支援教室	4
<u>多目的室</u>	<u>多目的室</u>	<u>3</u>
<u>多目的スペース</u>	<u>多目的スペース</u>	<u>1</u>
特別教室	理科室	<u>3</u>
	理科準備室	2
	音楽室	2
	音楽準備室	2
	技術室	1
	技術準備室	1
	図工室	1
	図工準備室	1
	被服室	1
	被服準備室	1
	調理実習室	1
	図書室(初等・中高)	2
	美術室	1
	美術準備室	1
	英語室	1
	<u>相談室</u>	<u>1</u>
	児童生徒会室	1
	<u>窯業棟</u>	<u>1</u>
管理関係諸室	校長室	1
	職員室	1
	保健室	1
	会議室	1
	<u>ミーティングルーム</u>	<u>1</u>
	放送室	1
	相談室	2
	印刷室	1

区分	教室・スペース	部屋数 (室)
管理関係諸室	教材室	2
	給湯室	1
	更衣室	2
	配膳室	1
	倉庫	2
	<u>校務員室</u>	<u>1</u>
屋内運動施設	屋内運動場	1
	<u>武道場</u>	1
	<u>多目的室</u>	<u>1</u>
屋外運動施設	屋外運動場	1
	プール(初等・中高)	1
学童	学童保育室	2
	<u>学童支援室</u>	<u>1</u>
	<u>学童用昇降口</u>	<u>1</u>

3 資料編

(1) 多治見市笠原幼保小中一貫教育研究会委員

別紙 1 参照

(2) 多治見市笠原幼保小中一貫教育研究会議事録

別紙 2 参照

(3) 多治見市笠原幼保小中一貫教育研究会中間報告書

別紙 3 参照

(4) 関係者アンケート実施結果

別紙 4 参照